特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
10	予防接種に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中之条町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

群馬県中之条町長

公表日

令和5年9月15日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法の規定に基づき政令で定める定期予防接種及び任意予防接種を行うとともに、費用の全額又は一部を助成することにより、住民全体の免疫水準を維持するとともに、疾病の発生予防を行っている。あわせて予防接種事務の報告等を行っている。 予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1.予防接種の実施及び接種履歴管理 2.予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 3.給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 4.給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 5.予防接種に起因する健康被害発生時の救済事務 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付を行う。 これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア、ワクチン接種記録システム（VRS）

2．特定個人情報ファイル名
予防接種情報ファイル

3．個人番号の利用	
法令上の根拠	■行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（以下、番号法） 第9条第1項、別表第一の第10項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号） 第10条 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム（VRS）を用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号(委託先への提供)

4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第17、18、19 項、別表第二の第16の2 項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）（以下、内閣府・総務省令第七号） 第13条 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第16の2 項 並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2	

5．評価実施機関における担当部署	
①部署	保健環境課
②所属長の役職名	保健環境課長

6．他の評価実施機関

7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	中之条町役場　保健環境課　群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091　電話:0279-75-8833

8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	中之条町役場　保健環境課　群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091　電話:0279-75-8833

Ⅱ　しきい値判断項目

1．対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	

2．取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	

3．重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1．提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3．特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5．特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6．情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7．特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8．監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査	
9．従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月20日	Ⅰ関連情報　1. 特定個人情報を取り扱う事務　③システムの名称	記入なし	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	見直しにより訂正
平成29年4月1日	Ⅰ関連情報　5. 評価実施期間における担当部署　②所属長	中之条町保健環境課	中之条町保健環境課長　唐澤　伸子	事後	平成29年4月1日付人事異動による
平成29年4月1日	Ⅰ関連情報　7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	中之条町役場企画政策課　群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091番地　0279-75-2111	中之条町役場　保健環境課　群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091　電話:0279-75-8833	事後	見直しにより訂正
平成29年4月1日	Ⅰ関連情報　8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	中之条町役場企画政策課　群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091番地　0279-75-2111	中之条町役場　保健環境課　群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091　電話:0279-75-8833	事後	見直しにより訂正
令和1年6月28日	Ⅰ関連情報　5. 評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	保健環境課長　唐澤　伸子	保健環境課長	事後	見直しにより訂正
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	平成29年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	見直しにより訂正
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	平成29年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	見直しにより訂正
令和1年6月28日	Ⅳリスク対策　1～9		新規	事後	様式変更に伴う新規追加
令和2年8月6日	評価の再実施				
令和2年8月6日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	見直しにより訂正
令和2年8月6日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	見直しにより訂正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月7日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法の規定に基づき政令で定める定期予防接種及び任意予防接種を行うとともに、費用の全額又は一部を助成することにより、住民全体の免疫水準を維持するとともに、疾病の発生予防を行っている。あわせて予防接種事務の報告等を行っている。 予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1.予防接種の実施及び接種履歴管理 2.予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 3.給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 4.給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 5.予防接種に起因する健康被害発生時の救済事務 これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	予防接種法の規定に基づき政令で定める定期予防接種及び任意予防接種を行うとともに、費用の全額又は一部を助成することにより、住民全体の免疫水準を維持するとともに、疾病の発生予防を行っている。あわせて予防接種事務の報告等を行っている。 予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1.予防接種の実施及び接種履歴管理 2.予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 3.給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 4.給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 5.予防接種に起因する健康被害発生時の救済事務 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。	事後	
令和3年5月7日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア、ワクチン接種記録システム（VRS）	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月7日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番10	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（以下、番号法） 第9条第1項、別表第一の第10項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号） 第10条 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 ・番号法第19条第15号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報	事後	
令和3年5月7日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二項番17,18,19	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第17、18、19 項、別表第二の第16の2 項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）（以下、内閣府・総務省令第七号） 第13条 ■情報提供の根拠	事後	
令和3年5月7日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年5月7日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月12日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第17、18、19　項、別表第二の第16の2　項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）（以下、内閣府・総務省令第七号）　第13条 ■情報提供の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第17、18、19　項、別表第二の第16の2　項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）（以下、内閣府・総務省令第七号）　第13条 ■情報提供の根拠	事前	法令改正による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月13日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法の規定に基づき政令で定める定期予防接種及び任意予防接種を行うとともに、費用の全額又は一部を助成することにより、住民全体の免疫水準を維持するとともに、疾病の発生予防を行っている。あわせて予防接種事務の報告等を行っている。 予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1.予防接種の実施及び接種履歴管理 2.予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 3.給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 4.給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 5.予防接種に起因する健康被害発生時の救済事務 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	予防接種法の規定に基づき政令で定める定期予防接種及び任意予防接種を行うとともに、費用の全額又は一部を助成することにより、住民全体の免疫水準を維持するとともに、疾病の発生予防を行っている。あわせて予防接種事務の報告等を行っている。 予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1.予防接種の実施及び接種履歴管理 2.予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 3.給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 4.給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 5.予防接種に起因する健康被害発生時の救済事務 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月13日	Ⅰ関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	■行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（以下、番号法） 第9条第1項、別表第一の第10項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号） 第10条 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 ・番号法第19条第15号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけ	■行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（以下、番号法） 第9条第1項、別表第一の第10項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号） 第10条 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけ	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月10日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法の規定に基づき政令で定める定期予防接種及び任意予防接種を行うとともに、費用の全額又は一部を助成することにより、住民全体の免疫水準を維持するとともに、疾病の発生予防を行っている。あわせて予防接種事務の報告等を行っている。 予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1.予防接種の実施及び接種履歴管理 2.予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 3.給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 4.給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 5.予防接種に起因する健康被害発生時の救済事務 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書	予防接種法の規定に基づき政令で定める定期予防接種及び任意予防接種を行うとともに、費用の全額又は一部を助成することにより、住民全体の免疫水準を維持するとともに、疾病の発生予防を行っている。あわせて予防接種事務の報告等を行っている。 予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1.予防接種の実施及び接種履歴管理 2.予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 3.給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 4.給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 5.予防接種に起因する健康被害発生時の救済事務 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付を行う	事前	
令和5年3月10日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和5年3月1日時点	事後	
令和5年3月10日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和5年3月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月15日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年3月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年9月15日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年3月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	